## 会員各位

荒井商事株式会社 アライオートオークション仙台(株) アライオートオークショングループ

## 重要

# オークション規約 改定のご案内

拝啓 春暖の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに 格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2020 年 4 月 1 日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせて頂きます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、 ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

## 導入日

2020年 4月 1日

## 内 容

## 【規約改定】

- 1. オートオークション規約
  - (1)第十章 車両代金等の決済 第43条(福祉車両の消費税取扱いについて)本文改定
  - (2)第十四章 規約の改定
    - ①第53条(本規約の改定) → 条の訂正
    - ②第53条(本規約の改定) → 本文の改定
- 2. バイクオークション規約

第十三章 規約の改定 第49条(本規約の改定) → 本文の改定

#### 1. オートオークション規約

## (1) 第十章 車両代金等の決済 第43条(福祉車両の消費税取扱いについて) 本文の改定

#### 《現在の規約》

福祉車両の消費税につきましては、中古車として売買される際に、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上するものとします。但し、書類発送後 10 日間に限り、落札者の申告により、非課税と証明できるものを添えた上での申告があった場合は、出品者は、消費税を返還するものとします。尚、非課税と証明できない場合及び申告受付の期間を過ぎた場合は、落札者が、年度末の消費税の納付申告時において、精算手続きにより差額を調整するものとします。



#### 《改定後》

福祉車両の消費税につきましては、中古車として売買される際に、対象装置の不良・欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上するものとします。但し、書類発送後 10 日間に限り、落札者の申告により、非課税と証明できるものを添えた上での申告があった場合は、出品者は、消費税を返還するものとします。この場合、当該車両は新車時に非課税対象であるものに限ります。

### (2)第十四章 規約の改定 ① 第53条(本規約の改定) 条の改定

#### 《現在の規約》

第53条(本規約の改定)



### 《改定後》

第54条(本規約の改定)

### (2) 第十四章 規約の改定 ② 第54条(本規約の改定) 本文の改定

#### 《現在の規約》

本規約の改定は、アライAAは、その運営上必要かつ相当であると認める場合、本規約を改定できるものとします。この場合、会員の権利義務その他アライAAの運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、オークション会場内にて開示する他、書面での通知、アライAAのホームページ等にて行うものとします。



### 《改定後》

- 1 アライAAは、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を 随時改定することができるものとします。本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライAAの運営・ 管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 2 アライAAは、前項の改定を行う場合、14日以上の予告期間をおいて、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライAAホームページ上に表示するものとします。

- 3 会員は、前項の会場内における開示・書面による通知及びアライAAホームページ上の表示内容を常時確認しなければならないものとします。
- 4 アライAAは、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条 第1項の改定を承認したものとみなします。

### 2. バイクオークション規約

## 第十三章 規約の改訂 第49条(本規約の改訂)

#### 《現在の規約》

本規約の改訂は、アライAAが中立なる流通市場等の運営上に支障をきたした場合、アライAAを運営、管理する荒井商事株式会社が改訂するものとします。



#### 《改定後》

- 1 アライAAは、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を 随時改定することができるものとします。本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライAAの運営・ 管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 2 アライAAは、前項の改定を行う場合、14日以上の予告期間をおいて、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライAAホームページ上に表示するものとします。
- 3 会員は、前項の会場内における開示・書面による通知及びアライAAホームページ上の表示内容を常時確認しなければならないものとします。
- 4 アライAAは、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条 第1項の改定を承認したものとみなします。

以上

